

# 自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が制定されました。

愛知県では、自転車に係る交通事故を防止するため、令和3年3月に「自転車の安全で適正な利用に関する条例」が制定されております。

## 条例の基本理念

自転車の安全で適正な利用の促進は、身近な交通手段であり有用な自転車の利用にあたり、車両として道路交通法等の遵守が図られ、歩行者、自転車、自動車等が共に安全に安心して道路を通行できるようにすることが重要であるとの認識の下、社会全体で取り組むこと。

## 条例の主な内容

### 令和3年4月1日施行

#### 家庭や学校、企業等での自転車の安全で適正な利用に関する教育・啓発

#### 交通ルールの遵守・歩行者等への配慮

- 自転車の安全で適正な利用に必要な知識と技能の習得に努める
- 車両の運転者としての責任を自覚し、道路交通法その他の法令を遵守
- 歩行者や他の車両の通行に配慮し、自転車の安全で適正な利用に努める



#### 自転車の定期的な点検・交通事故防止対策等

- 自転車を定期的に点検し、必要な整備を行うよう努める
- 両側面に反射器材を備える等の交通事故防止対策に努める
- 自転車の鍵をかける等の自転車の盗難防止対策に努める



### 令和3年10月1日施行

#### 大人も子供も乗車用ヘルメットを着用



- 自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努める

#### 自転車損害賠償責任保険等への加入

**義務**

- 自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない



あなたはもう加入していますか？

#### 自転車損害賠償責任保険等の加入について

詳しくは裏面をご参照ください

## 2026年4月1日から 自転車「青切符」取締りへ。反則金は5000円から1万2000円程度

早いうちから交通ルールを身に付け守りましょう。

2026年4月1日から、警察庁は16歳以上の自転車利用者にも「青切符」を交付する反則金制度による取締りを行う方針を固めました。これは、自転車の交通違反による事故が増加していることを受けての措置です。「青切符」とは、軽微な交通違反に反則金の納付を求める行政手続きです。現在、自転車の交通違反は、原付や自動車と同様に「赤切符」による取締りが原則ですが、違反の種類によっては、警告や公安委員会規則による罰則にとどまっていた。なお、「赤切符」は14歳以上から対象となります。

### 青切符の違反行為の対象 (対象年齢 16歳以上)

<b>信号無視</b> 反則金 6000円	<b>一時不停止</b> 反則金 5000円	<b>右側通行</b> 反則金 6000円
<b>携帯電話使用</b> 反則金 1万2000円	<b>イヤホン使用</b> 反則金 5000円	<b>傘差し</b> 反則金 5000円

など113種類

### 青切符交付制度導入後の自転車取り締まりイメージ

手続き	対象となる主な違反内容
<b>交通反則切符 (青切符)</b> 16歳以上 反則金を納付すれば起訴免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>●信号無視</li> <li>●指定場所一時不停止</li> <li>●通行区分違反</li> <li>●通行禁止違反</li> <li>●遮断路立ち入り</li> <li>●歩道における通行方法違反</li> <li>●制動装置不良自転車運転</li> <li>●携帯電話使用(ながら運転)</li> <li>●緊急自動車妨害</li> <li>●公安委員会順守事項違反(傘差しなど)</li> </ul>
<b>交通切符 (赤切符)</b> 14歳以上 起訴を見据えて捜査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●携帯電話使用(危険を生じさせた場合)</li> <li>●酒酔い運転</li> <li>●酒気帯び運転</li> </ul>

「青切符」の導入により、自転車の交通違反に対する抑止力が高まることが期待されます。自転車に乗るときは交通ルールを守り、安全運転に努めましょう！



# 自転車保険加入して ますか？

自転車とはいえ、万が一、事故をおこしてしまったら高額な賠償責任を問われてしまうことがあります！

## ▶ 事故を補償する自転車保険の種類って…？



他者の「身体」や「財物」に損害を与えた場合の補償

### 個人賠償責任保険



自分がケガをした場合の補償

### 傷害保険

個人賠償責任保険は、自動車保険、火災保険、傷害保険などの特約として付帯することが一般的です。

- ◆自転車事故による損害賠償責任は「個人賠償責任保険」等で補償されます。
- ◆既に入っている保険等に付帯されている場合もございますので、必ず一度ご確認をお願いいたします。

保険等の種類		概要
個人加入	自転車保険	自転車事故に備えた保険
	自動車保険の特約	各種保険・共済の特約で付帯する個人賠償責任保険
	火災保険の特約	
	傷害保険の特約	
	各種共済の特約	
団体加入	会社等の団体保険	団体の構成員向けの保険
	PTAの保険	PTAが所属する学校の児童生徒向けの保険
	クレジットカードの付帯保険	カード会員向けに付帯する保険
商品付帯	TSマーク	自転車の点検整備に付帯する保険

こんなに  
お役に立っ  
ています！

愛知県公立高等学校 PTA 連合会 総合保障制度 2024 年度 お支払い実績

保険金 支払総額 **約1億7,588万円** 保険金 支払件数 **3,776件**

(1日約10.3件 平均支払額約46,580円)

愛知県公立高等学校PTA連合会では、愛知県の自転車条例、に対応した **中学生総合保障制度** をご案内します。

※2026年3月現在の内容です。

当保障制度の掛金は、PTA 団体加入のため割安です。

# 約30%割引

※割引率について：このパンフレットで案内している保険商品の算出基準である保険料（加入者数20名未満の団体における保険料）に対する割合を示します。適用される割引率は前年度の加入者数等に応じて決定します。



こんな時、保障制度が役立ちます！

保障項目	個人加入	PTA加入	個人加入	PTA加入
1. 有償利用補償(自転車・ヘルメット)	50,440円	36,150円	30,190円	18,140円
2. 個人賠償責任補償(400万円)	1,000円	925円	925円	910円
3. 傷害保険(100万円)	39,010円	24,720円	18,760円	6,710円
4. 自転車損害補償(100万円)	100円	25円	25円	10円

※1. 有償利用補償：自転車・ヘルメットを有償で貸与した場合の損害補償。2. 個人賠償責任補償：他人の身体・財物に損害を与えた場合の賠償責任補償。3. 傷害保険：自転車事故によるケガの補償。4. 自転車損害補償：自転車の盗難・火災・衝突による損害補償。

主な補償内容のご案内
1. 有償利用補償
2. 個人賠償責任補償
3. 傷害保険
4. 自転車損害補償
5. 自転車盗難補償
6. 自転車火災補償
7. 自転車衝突補償
8. 自転車整備補償
9. 自転車点検補償
10. 自転車修理補償
11. 自転車部品補償
12. 自転車ヘルメット補償
13. 自転車ヘルメット修理補償
14. 自転車ヘルメット盗難補償
15. 自転車ヘルメット火災補償
16. 自転車ヘルメット衝突補償
17. 自転車ヘルメット整備補償
18. 自転車ヘルメット点検補償
19. 自転車ヘルメット修理補償
20. 自転車ヘルメット部品補償



保障制度パンフレット、補償内容については右記QRコードよりご覧いただけます。



お問い合わせ先（保障制度に関するお問い合わせ・パンフレット請求等）

愛知県公立高等学校 PTA 連合会「中学生総合保障制度」推進担当  
**AIG損害保険株式会社 代理店 ジェイアイシーセントラル 株式会社**  
 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 5-28-19 アルティメイトタワー栄 V ビル 9F  
**TEL.0120-425-625 FAX.0120-049-303**

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

●引受保険会社の損害保険募集人は保険契約の締結の代理権を有しております。